

令和5年度防犯灯管理費補助制度（概要）

市では、市内の自治会町内会等が設置又は維持管理している防犯灯に要する経費に対して、補助金を交付しています。申請期日の前月末までには、市から自治会町内会等の代表者に通知文等を送付いたしますので、補助を希望する団体におかれましては、下記の内容を確認いただき、申請書に必要事項を記載の上、提出期限までに必要書類一式を地域のつながり課に御提出願います。

補助種別	維持費（電気料）	設置費・改造費
補助内容 （補助額）	9月1日現在設置されている防犯灯1灯につき、次の額を交付します。 (1) <u>9月の電気料金(調書に記載)×12か月分</u> (2) <u>800円(管球等の維持費)</u> ただし、管球等の維持費については、平成24年1月1日以降に設置したLED型を除きます。	1灯又は1本につき、次の額を交付します。 (1) <u>防犯灯の設置に要した経費の1/2の額</u> (ただし、年間25,000円を上限とします。) (2) <u>防犯灯の改造に要した経費の1/2の額</u> (ただし、従来型については年間12,000円、LED型については、年間20,000円を上限とします。) (3) <u>柱の取替に要した経費の1/2の額</u> (ただし、年間25,000円を上限とします。)
提出書類	(1) 防犯灯維持費補助金交付申請書 (2) 防犯灯の維持管理に関する調書 (3) 防犯灯の所在を示す位置図 (4) 東京電力エナジーパートナー株式会社が発行した電気料金内訳表(9月分)の写し	(1) 防犯灯設置費・改造費補助金交付申請書 (2) 防犯灯設置及び改造(補修)に関する調書 (3) 設置又は改造(補修)した防犯灯の位置図 (4) 工事費内訳書(見積書等業者発行のもの)の写し (5) 領収書等支出した実績を確認できる書類の写し
提出期限	<u>令和5年11月24日(金)</u>	<u>令和6年2月22日(木)</u>
申請場所	地域のつながり課窓口(市役所第3分庁舎1階)	
補助金 交付時期	2月末	3月末
問合せ先	鎌倉市役所 地域のつながり課 安全安心担当(市役所第3分庁舎1階) 電話: 0467-23-3000(代表) 内線2954	